

サービス付き高齢者向け住宅事業者の皆様へ

登録手数料に関するお知らせ

兵庫県では、令和8年4月1日受付分から、以下のとおり、サービス付き高齢者向け住宅事業登録手数料に関する取り扱いを変更^{*}します。新規登録申請、登録更新申請及び登録事項等の変更の届出を行う際には、十分ご注意くださいようお願いいたします。

^{*} 今回の変更は、兵庫県議会令和8年2月第374回定例会において関係議案が可決成立することを前提としたものです。

1 新規登録申請・登録更新申請

サービス付き高齢者向け住宅の新規登録・登録更新申請時の手数料について、下表のとおり改定します。

<新規登録申請及び登録更新に係る手数料表>

住宅の登録戸数	基本手数料		追加手数料					
			面積・設備の例外基準での登録		前払家賃の徴収 (保全措置の実施)		賃貸借契約以外の契約形態	
	現行 (～R8.3.31)	改定後 (R8.4.1～)	現行 (～R8.3.31)	改定後 (R8.4.1～)	現行 (～R8.3.31)	改定後 (R8.4.1～)	現行 (～R8.3.31)	改定後 (R8.4.1～)
10戸以下	25,000円	33,000円	6,200円	6,300円	6,200円	6,300円	4,200円	4,200円
11戸以上20戸以下	29,000円	37,000円	6,900円	7,000円				
21戸以上30戸以下	34,000円	42,000円	7,600円	7,800円				
31戸以上40戸以下	38,000円	46,000円	8,300円	8,500円				
41戸以上50戸以下	42,000円	50,000円	9,000円	9,200円				
51戸以上70戸以下	50,000円	59,000円	9,700円	9,900円				
71戸以上100戸以下	63,000円	71,000円	11,000円	11,000円				
101戸以上	75,000円	84,000円	12,000円	13,000円				

注1：「面積・設備の例外基準での登録」に係る追加手数料は、「例外基準が適用される」住宅の登録戸数相当額とします。

注2：登録は5年ごとに更新が必要です。

2 登録事項等の変更の届出

新たに手数料が必要となる登録事項等の変更の届出が、以下のとおり追加(下表の下線部)となります。

	現行 (～R8. 3. 31)	手数料額	改定後 (R8. 4. 1～)	手数料額
	手数料が必要となる登録事項	①戸数を追加する場合 ②新たに面積・設備の例外基準を適用する場合 ③前払家賃を徴収する契約へ変更する場合 ④入居に係る契約を賃貸借契約以外の形態に変更する場合	新規登録申請・登録更新申請と同様	①戸数を追加する場合 ②新たに面積・設備の例外基準を適用する場合 ③前払家賃を徴収する契約へ変更する場合 ④入居に係る契約を賃貸借契約以外の形態に変更する場合 ⑤住宅の規模、構造及び設備を変更する場合
以下の登録事項を変更する場合 ⑥入居者の資格 ⑦入居者に提供する高齢者生活支援サービスの内容 ⑧入居者から受領する金銭 ⑨入居者に対する保健医療・福祉サービス提供についての連携・協力 ⑩高齢者生活支援サービス委託契約の変更				16,000円

3 問合せ先

◇登録制度、手数料の改定について：兵庫県まちづくり部住宅政策課 (078-362-9295 [住宅行政班])

◇登録申請手続きについて：(公財)兵庫県住宅建築総合センター (078-252-3982 [建築防災課])